

JET Report

ジェットレポート

vol. **5**
Summer

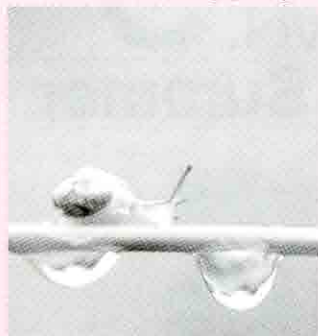


財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

FOUR SEASON／季語

蝸牛



身の透けて仏の山のかたつむり
つじ加代子

蝸牛(かたつむり)、字面どおり「かぎゅう」とも読む。広辞苑によると「腹足綱柄眼目の軟体動物」とある。頭に二対の触角を備え、長い方の先端に目があり、雌雄同体と付記してあるが、ここまでは蛞蝓(なめくじ)と同じだ。螺旋形の殻が背にあるだけで「でんでんむし」「まいまい」などとも呼ばれ、なんとなく愛嬌がでてくる。蛞蝓にしたなら、その人気の差はなんと本不意なことかも知れないが、人はわが身の不幸に照らしてか、重荷を背負った分、蝸牛の方を愛しむのかもしれない。蛞蝓にはよせばいいのに塩なぞをふりかけるわけだが、殻のないぶん榮をしている…ということか。

角の先端の目は、明暗を感じるだけで、視力はないようだ。湿気の多い時、もしくは夜に樹や草に這いあがっては細菌をなめ、若草を食べて暮らしている。人はその蝸牛を遊び相手にも、また食用にもするのだから、やはり気の抜けない相手に違いない。

FOUR SEASON

季 語 — 蝸 牛

1

SPECIAL EDITION

●特集／技術基準の国際整合化 国際整合化規格を採用

取扱細則<省令2項>が改正される

2

JET SPECIAL

市販電気製品の買上試験について

5

FOREIGN NEWS

フィリピン共和国における認証制度

6

TRAVELOGUE

ベトナムでの調査の日々

7

JET NEWS

家電製品の店頭プライスカードに Sマーク表示

8

QUESTION&ANSWER

Q&A JET認証サービス／工場調査編

9

JET NEWS

サウディアラビアの SASO適合証明制度 (ICCP) について

10

INFORMATION

刊行物のご案内

13

QUESTIONNAIRE

前号(vol.4)での アンケートの結果から

14

JET NEWS

Sマーク普及用リーフレットの配布

14

PUBLIC RELATIONS

世界のニーズに応えるISO規格 ISO9000シリーズ・ISO14000 シリーズのご案内

15

●特集／技術基準の国際整合化

国際整合化規格を採用 取扱細則＜省令2項＞が 改正される

すでに前号までに『電気用品の技術基準の国際整合化が検討されていること』『整合化にあたっては種々の問題があるため国際規格をそのまま導入できずデベロップメントが必要となること』『国内の技術基準の検討体制が変わり、電気用品等規格・基準国際化本部においてJIS規格も含めて検討されること』——等について説明してきました。同時に、検討された規格のうち、221規格が2月末に電気用品調査委員会から通産省に対して答申されたことをご紹介します。

その後、通産省は上記答申を受け、3月31日付で、現行の省令2項の基準を変更する形で答申された規格を採用しました。その概要については以下のとおりです。なお、現行の技術基準は省令1項と省令2項があり、電気用品に対して、どちらでも適用できることになっています。前者は、技術基準制定時から適用している規格であり、省令2項は、非関税障壁をなくす目的で採用された規格です。従って、その内容は、当然のことながら国際規格をベースにしたものです。



1. 採用規格

従来の採用規格は約120規格ほどでしたが、今回は、引用規格も含め237規格の国際規格及びその他のいくつかの国際規格に準拠した規格が採用されています。これらは、以下のとおりです。

- 電線：24規格
- 電線管、フロアダクト及び線樋並びに
これらの附属品：4規格
- ヒューズ：9規格
- 配線器具：44規格
- 小型単相変圧器、電圧調整器及び放電灯用
安定器：5規格
- ランプ類を含む交流用電気機械器具並びに

携帯発電機：126規格

- 雑音の強さに関する基準：2規格
- 遠隔操作機構を有するものに関する基準：1規格
- 引用規格(試験方法、寸法、基準等)：24規格
- 引用規格で読み替える基準：9規格

なお、電気用品調査委員会から答申されましたが今回採用されなかった規格は以下のとおりです。

- 遮断器類：11規格
- ヒューズ類：2規格
- パワートラックシステム：1規格
- 交流用電気機械器具：4規格

2. 採用方法、適用時期及び猶予期間等

答申された規格は、省令2項の技術基準として導入されました。電気用品取締法でカバーされる電気用品の基準適合については、省令1項による方法か省令2項による方法があり、平成10年7月以降、省令2項を適用する場合は今

回採用された規格を適用する必要があります。ただし、現行省令2項により製造または輸入されている電気用品については、平成10年7月から3年間はそのまま製造または輸入することができます。

3. 今後の課題について

今回、電気用品取締法の省令2項の技術基準として、IEC規格をベースとした多くの整合規格が採用されましたが、今後の課題としては次の事項が挙げられます。

- 電気用品調査委員会から答申された規格のうち、今回採用されなかった規格のフォロー
- 今後、新たに変更、改訂される規格への対応
- IEC-CBスキームへの対応

省令2項採用規格／対応附表番号／参考（表題又は電気用品等）

省令第2項採用規格	対応附表番号	参考（表題又は電気用品名等）
表1 電気安全に関する基準 (1) 電線		
J60227-1~5	附表1-1-1~1-1-5	合成樹脂絶縁電線類、ケーブル、ビニルコード
J60228	附表1-1-6	絶縁ケーブルの導体
J60245-1~4. 6. 7	附表1-1-7~12	ゴム絶縁電線類、ケーブル、ゴムコード、溶接用ケーブル
J60332-1	附表1-1-13	電気ケーブルの燃焼試験
J60811-1-1~4. 2-1. 3-1~2. 4-1~2. 5-1	附表1-1-14~23	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法
J60885-1	附表1-1-24	電気ケーブルの電気試験方法
(2) 電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品		
J60670	附表1-2-1	電線管類の附属品、ケーブル配線用スイッチボックス
J601084-1. J61084-2-1	附表1-2-2~1-2-3	フロアダクト、線樋
J1386-1	附表1-2-4	電線管、電線管類の附属品
(3) ヒューズ		
J60127-1~4	附表1-3-1~1-3-4	管形ヒューズ、その他の包装ヒューズ
J60269-1. J1. 269-2. 2-1	附表1-3-5~1-3-8	筒形ヒューズ、せん形／ねじ込み形プラグヒューズ
J60691	附表1-3-9	温度ヒューズ
(4) 配線器具		
J60238	附表1-4-1	ねじ込みソケット
J60309-1	附表1-4-2	工業プラグ、コンセント、カブラー
J60320-1. 2-1	附表1-4-3. 1-4-4	アイロンプラグ、器具用差込プラグ、マシン用カブラー
J60400	附表1-4-5	蛍光灯用ソケット、グロースタータソケット
J60570	附表1-4-6	ライティングダクト及びその附属品
J60669-1. 2-1~3	附表1-4-7~1-4-10	家庭用固定電気設備用スイッチ
J60730-1. 2-1~4. 6. 7. 9~16	附表1-4-11~1-4-25	家庭用自動電気制御装置（圧力スイッチ、タイムスイッチ）
J60838-1. 2-1	附表1-4-26~1-4-27	その他のソケット
J60884-1. 2-1~3. 5. 884-2-J1	附表1-4-28~1-4-33	家庭用プラグ及びコンセント
J60998-1. 2-1~5	附表1-4-34~1-4-39	家庭用低電圧用接続器具（ジョイントボックス他）
J61058-1. 2-1. 2-5	附表1-4-40~1-4-42	機器用スイッチ
J61184	附表1-4-43	差込ランプソケット
J61242	附表1-4-44	コードリール
(5) 小型単相変圧器、電圧調整器及び放電灯用安定器		
J60742	附表1-5-1	小型単相変圧器、電圧調整器、直流電源装置
J60920	附表1-5-2	蛍光灯用安定器

J60922	附表1-5-3	水銀灯用安定器、ナトリウム灯用安定器
J60928	附表1-5-4	蛍光灯用安定器（電子式）
J61050	附表1-5-5	ネオン変圧器
(6) 令別表第一第8号から第12号まで及び別表第二第3号から第7号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機		
J60065	附表1-6-1	ラジオ受信機、テレビジョン受信機、その他の音響機器
J60155	附表1-6-2	蛍光灯用グロースタータ
J60335-1 (2版)	附表1-6-3	家庭用電気機器の安全（一般要求事項）
J60335-1 (3版)	附表1-6-4	家庭用電気機器の安全（一般要求事項）
J60335-2-2~16, 21, 23~32, 35~45 47~61, 64~67, 71, 73~76 78, 85, 98, J1~J8	附表1-6-5~1-6-76	電気掃除機 (2)、電気アイロン (3)、電気脱水機 (4) 電気食器洗機 (5)、電気天火 (6)、電気洗濯機 (7) 電気かみそり (8)、電気トースター (9) 電気床磨き機 (10) 他
J60342-1	附表1-6-77	扇風機、換気扇、送風機、サーキュレーター
J60432-1	附表1-6-78	白熱電球
J60491	附表1-6-79	エレクトロニックフラッシュ
J60598-1	附表1-6-80	照明器具（一般要求事項及び試験）
J60598-2-1~9, 17, 19, 20, 22	附表1-6-81~1-6-93	電気スタンド、白熱電灯器具、放電灯器具 他
J60745-1	附表1-6-94	手持ち型電動工具の安全（一般要求事項）
J60745-2-1~9, 11~17	附表1-6-95~1-6-110	電気ドリル、電気スクリッドドライバー、電気グラインダー 他
J60950	附表1-6-111	事務機器（複写機、電気鉛筆削り機 他）、直流電源装置
J60967	附表1-6-112	電気毛布、電気敷布、電気布団 他
J60968	附表1-6-113	蛍光ランプ（安定器内蔵型）
J61029-1	附表1-6-114	可搬型電動工具の安全（一般要求事項）
J61029-2-1~9	附表1-6-115~1-6-123	電気のかぎり、電気かんな、電気グラインダー 他
J61195	附表1-6-124	蛍光ランプ（直管）
J61199	附表1-6-125	蛍光ランプ（片口金）
J8528-8	附表1-6-126	携帯発電機
(7) 試験方法、寸法及び基準等であって、他の基準から引用されるもの		
J60068-2-2, 3, 6, 11, 20, 21, 28, 30, 32, 63	附表1-7-1~1-7-10	環境試験方法（塩水噴霧試験 他）
J60085	附表1-7-11	電気絶縁の耐熱性評価と種類
J60112	附表1-7-12	トラッキング試験方法
J60529	附表1-7-13	防水試験及び固形物の侵入に対する保護等級
J60584-1	附表1-7-14	熱電対
J60695-2-1/0~1/3, 2-2, 2-3, 4/0, 4/1	附表1-7-15~1-7-22	耐火性試験（グローワイヤ試験方法 他）
J60707	附表1-7-23	固体絶縁材料の燃焼性試験方法
J60825-1	附表1-7-24	レーザー製品の安全
表2 雑音の強さに関する基準		
J55014	附表2-1	家庭用電気機器、電動工具等
J55022	附表2-2	情報技術装置
J55001	附表2-3	J55014又はJ55022を適用しない電気用品
表3 遠隔操作機構を有するものに関する基準		
J1000	附表3	遠隔操作機構を有する電気用品
表4 表1、2及び3から引用される国際規格であって、読み替える基準		
国際規格番号	基準番号	表
IEC262	J60922	附表1-5-3
IEC320	J60320-1	附表1-4-3
IEC328	J61058-1, -2-1, -2-5	附表1-4-40, -41, -42
IEC459	J60922	附表1-5-3
IEC685-1	J60998-1	附表1-4-34
IEC685-2-1	J60998-2-2	附表1-4-36
IEC685-2-2	J60998-2-1	附表1-4-35
IEC685-2-3	J60998-2-3	附表1-4-37
IEC685-2-4	J60998-2-4	附表1-4-38

お問い合わせ先

技術規格部

TEL: 03-3466-9241 / FAX: 03-3466-5288

市販電気製品の 買上試験について

当研究所では、毎年国からの受託をはじめ、関係工業会あるいは消費者団体などからの依頼を受けて、市販されている各種電気製品の買上試験を行っています。

とくに最近では、従来から進められている一連の規制緩和により、電気製品についても販売前の強制認証（安全チェック）から、逐次メーカーの自己責任原則に基づく第三者認証を主体とした方向へと変わってきている中で、買上試験は事後チェックによって消費者保護を補完する重要な役割を負っています。

市販されている製品のうち、電気用品取締法の対象製品（甲種・乙種電気用品）は、製造、輸入または販売にあたって法律の遵守義務、定められた技術基準の適合義務、検査義務及び表示の義務等があります。

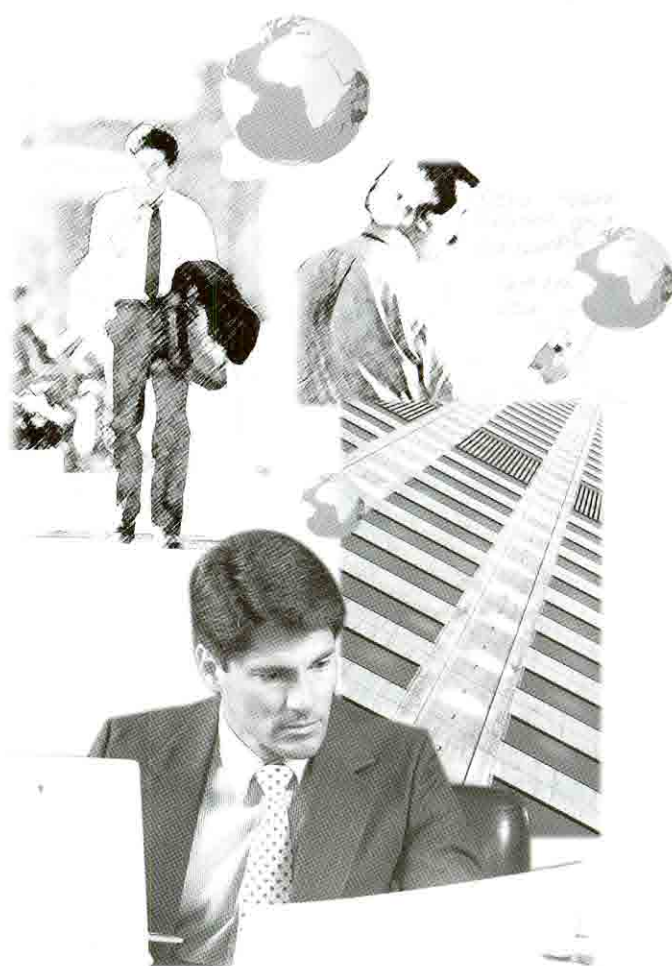
これらを守ることによって、安全な電気製品が市場に供給されることとなりますが、設計、製造、検査及び出荷の一連の段階において、十分に履行されず、不良電気製品が市中に出回るおそれも懸念されます。

不適内容については、表示方法の不適といった比較的軽易なものから、感電・火災につながるような重大なものまで大きな幅があり、法律や基準・規格を熟知し十分な技術力があっても、設計、製造及び検査の段階で見落とされる部分などが少なくないようです。

もちろん、買い上げてチェックできる電気製品は、市販されているもののごく一部ですが、不良と判定した電気製品を再度買い上げて改善されているか否か追跡調査をしたり、また、不良率の高い製品群を重点的に買い上げるなど、より高い効果が出るような工夫をしています。

買上試験の結果については関係する製造事業者や輸入事業者の方々にフィードバックされ、対策が立てられたうえで、良好な電気製品として市場に供給されることになっています。

ここ数年の傾向としては、電気用品取締法の強制品目である甲種電気用品の技術基準不適合率に対して、届け出だけで済む乙種電気用品の不適合率が高いとの結果が出ています。



この結果から単純に強制認証のものが安全ということにはなりません。市販品の買上試験を行うことによる不適合情報のフィードバックが重要なことであり、また、種々な形で第三者の目によるチェック&フォローが必要です。

当研究所は電気製品の安全に寄与する機関として、今後も通商産業省や各種団体と協力し、消費者の皆様安心して選んでいただける電気製品の供給に製造事業者及び輸入・流通事業者の皆様とさらなる緊密な連繋を継続してまいります。

フィリピン共和国における認証制度

昨年、国際協力の一環としてフィリピンを訪問し、得られた情報をもとに、同国の認証制度の現状についてご紹介します。

フィリピンの基準認証制度については、貿易工業省（DTI）、その下部組織として同省の製品規格局（BPS）が実質的な活動を担当しています。日本の通産省と工業技術院と言ったところでしょう。BPSの本部はメトロマニラ、マカティ地区のビジネス街の真ん中にあり、局長以下約70名のスタッフが規格作成、IEC整合作業、工場審査などを行っています。製品を試験する組織は、このマカティ地区から、車で約50分南のビクタータにあり、BPS T Cと呼ばれ、約25名のスタッフにより後述するPNS規格の認証試験を行っています。

規格の国際整合化が推進されるフィリピンのメトロ・マニラ・マカティの中心街。



規格の国際整合化が推進されるフィリピンのメトロ・マニラ・マカティの中心街。

同国政府は、1993年から1998年のマクロ的経済戦略として、（1）経済安定化により民間部門に対し安定的かつ予想可能な環境の提供、（2）国際競争力の確立を果たすため各部門の経済再構築の実施、（3）その他の補完的戦略の実施、の3点を政府の取り組みとして実施しています。DTIは、中期開発計画策定の以前から製品の国際競争力強化に力を注いでおり、工業製品の品質の向上、輸入品に対する競争力の強化、海外市場での品質の信頼性を確保すべく活動しています。

フィリピンには、総数2074のPNS規格があり、電気分野においても規格数84のうち33規格が強制規格となっています。（現在は、もう少し増えていると思われます）試験については、部品試験はほぼ自前で行えるようになり、製品試験も電気アイロン、電気ストーブ、電気こんろ、電気冷蔵庫、電気洗濯機及び扇風機などについて試験が行われ、適合すれば「PS」マークが与えられます。輸入品に対しては、「ICC」マーク（商務省所管）が発行されています。また、BPSはフィリピン工業標準化長期計画

画原案に直接関与することにより、同分野の方向性が明示されるとともに、国際規格（IEC）への加盟のための国内体制整備が行われ、昨年加盟しました。これに伴い、PNS規格の国際整合化も徐々に

ではありますが進行しています。

PNS規格による製品の認証は、前述した製品試験と、ISO9000シリーズをベースとした工場審査により成り立っています。認証後、工場に不適合があると罰金を科したり、認証を取り消す制度もあるようです。BPSは、品質及び環境のISO認定機関となっており、国内には審査登録機関がないことから、現在は海外機関のみを認定している状況ですが、わが国同様、国際整合化の波にさらされながらも、今後発展が期待できる国のひとつであります。

註、PNS：Philippine National Standard

PS：Philippine Standard

ICC：Imported Commodity Clearance

（関西事業所／尾崎正彦）



ベトナムでの調査

■工業標準化調査団として、42日間の訪問

昨年、工業標準化調査団の一員として5月中旬（第2次調査30日）と8月後半（第3次調査12日）、延べ42日にわたりベトナムを訪問しました。調査内容は、認証制度、品質管理等の体制と運用状況についてです。

ホテルから調査場所への往復には、チャーターしたワゴン車を使用しました。昼食も適当な場所がないのでホテルまで戻り、また午後に調査場所に行く毎日です。一日の仕事を終えホテルに戻ってからも、調査日誌の作成や翌日のスケジュール確認などのミーティングもあり、かなり行動は制限されるものでした。

食事は、もっぱらホテルの食堂を利用しましたが、夕食もホテルで済ましていると、さすがに飽きがきてベトナム、フランス、日本料理店などへも出向きました。ベトナム料理は油や香辛料もきつなく、食べやすいものが多いのが特徴。外食の値段も手頃であり、おいしいのですが、調査が終盤の頃は、疲れから次第に出歩くことがおっくうになり、ホテルで済ますことが多くなりました。

■交通ラッシュのハノイ、ホーチミン市

ハノイ市民の交通手段は、自転車とオートバイが圧倒的に多く、街角にはオートバイがたむろし、タクシー代わりに使用されています。朝夕のラッシュ時には、道路いっぱいに自転車とオートバイがあふれていて、その中を私たちの乗ったワゴン車は、クラクションを鳴らしながら蹴散らすように走っていきます。最初は冷や汗もので、足を突っ張り前方をしっかり見ていましたが、そのうち辺りを見回す余裕も出てきました。

朝、昼、夕の町中や郊外の風景を毎日のように眺めていましたが、いつも新鮮に感じられ飽きることがありませんでした。

自転車やオートバイに乗っている女性は、ハンカチを

加工したマスク状のもので顔を覆っている人が多く、排気ガスやほこりを防ぐためと思っていましたが、ベトナムでは色白であることが美人の条件の一つとのこと。日焼け防止のためだそうです。

ハノイ市にくらべ、ホーチミン市では、自転車が少ない、オートバイと自動車朝夕はラッシュになります。工業団地へと続く道路は通勤バスや貨物車も多く、慢性的な渋滞に悩まされており、一部の工場では、退社時間を繰り上げているほどです。

■強制認証は電線類と扇風機のみ

ベトナムでは、店の間口の割に奥行きのある店が多く、昔は間口の広さで税金が決められていたそうです。また、電気店、家具店、洋品店、小鳥屋などが、それぞれ業種ごとに店が並んでいるのが目に付きます。このほか、食料品、雑貨、衣類など、なんでもある市場はいつもにぎわっており、見て回るだけでも楽しいものです。

国営のデパート、スーパーは従業員の数が他の店より多く、お客がいても座り込んでおしゃべりをしており、商売っ気がなくサービス精神に欠けているように見えました。

やはり、仕事柄よく目に付いたのは電気店です。品揃えが多いのは扇風機とカラーテレビで、冷蔵庫、洗濯機などもありました。テレビは国内での生産過剰に加え、大型画面のものが海外から輸入されており、国内品の販売は思わしくありません。工場を訪問したときもラインが止まっている工場が多く見られました。

ベトナムでは電気製品の強制認証は電線類と扇風機のみです。認証品にはマークが貼られ販売されることになっていますが、町中で見かけた扇風機には、ほとんどマークがついていません。電気製品に限らず正規の輸入以外のもの（密輸品）が多いとのことですが、取り締まりはあまり行われていないようです。

の日々



ハードスケジュールで行動する調査団。
写真はQUATEST3 Testing Laboでの調査。

■従業員の数で対応する生産体制

滞在中に扇風機、テレビ、電線等の工場を訪問しましたが、原材料、主要部品は輸入に頼っています。国内企業の設備は、設備投資を行っていないため旧式のものが多く、修理を行いながら大事に使用されているようです。組立作業の現場では、簡単なベルトラインを導入するだけでも効率化が図れると思われるのですが、従業員が多いので生産は十分できており、それでよしとしているところがあるようです。市場競争に向けての品質管理への取り組みは、外資企業とのジョイント企業から始まっているものの、まだこれからとの印象を受けました。

(安全認証本部東京事業部 松澤孝司)



QUACERTの受付案内の女性をかこんで記念撮影の調査団メンバー。

家電製品の店頭プライスカードにSマーク表示

●日本電気大型店協会（NEBA）がSマーク普及モデル店を推進

去る3月に開催された日本電気大型店協会（NEBA）の年次総会において、本年度の十大基本方針が採択されましたが、その一つとしてバリアフリーの店作りと共に、店頭商品のプライスカードにSマークを表示するモデル店を展開することが決定されました。

これは、ここ数年における甲種電気製品の乙種への大幅移行など政府の規制緩和に伴い、従来のテマークに代わって登場した第三者認証Sマークの普及を一層進め、今後ますます高まる消費者の製品安全への指向に応えるとともに、流通業者が自らこれらの社会的な役割をふまえ、安全な商品の提供への対応を積極的に推進しようとするものです。

家電量販店の全国団体であるNEBAでは、信越地区、関東地区及び関西地区の大手事業者から各々1社を選び、Sマーク製品の店頭販売のプライスカードにSマークの表示をして、消費者に分かりやすい安全製品の販売を促

進する体制作りを進めています。

具体的には、3社の複数実施店で店頭に陳列するSマーク登録製品のプライスカードに、お客様が見やすいようにSを表示するほか、店内でSマーク普及用パンフレットの設置並びにポスター等の掲示を行います。

また、新聞折り込みチラシ上で、掲載商品についてもSマークを表示するなど、消費者に対してSマークへの理解と普及を本格的に展開していく事になりました。

JETとしてはこれらNEBAの取り組みに、全面的な協力体制をとり、Sマークの本来の役割である、消費者への安全情報の重要な要素となるこのSマークの普及を図るため、積極的に支援、協力をしていくこととしております。



Sマーク



JET 認証サービス／工場調査編

●工場調査は、JET 認証を取得し、その認証を継続するための条件の一部として実施されますが、最近JET 認証工場に関する質問を多く頂いています。皆様の疑問にお応えするために、JET 認証工場調査についてQ & A方式でご説明します。

Q : 工場調査の目的は何ですか？

A : JET 認証製品が、当初実施した試験時の適合品と同じ状態で継続して製造されていることを確認するために実施するものです。

Q : 工場調査では、何を調査するのですか？

A : 工場調査は、認証取得時に実施する製品試験と並行して行う初回工場調査と、認証取得後に定期的に実施する定期工場調査があります。

初回工場調査では、製造工場が申告した製造方法、品質管理方法に基づいて、製品試験適合品と同じ製品を安定して製造する能力を有していることを工場に出向いて確認します。定期工場調査では、認証製品に対する検査記録等の確認を中心に、初回工場調査で確認した内容が継続して実施されているかどうかを確認します。

Q : 認証モデルを複数の工場で製造したいのですが？

A : JET 認証取得を希望されるモデルごとに製造工場を指定していただきますが、製造工場の数には制限がありません。また、認証取得後に製造工場の一部取り消しや追加もできます。追加を希望される工場については、初回工場調査が実施されます。ただし、その工場が既に同一製品カテゴリーのJET 認証製品製造工場として、工場調査の対象となっている場合は、初回工場調査の必要はありません。

Q : JET 認証の登録工場になりたいのですが？

A : 工場調査は、JET 認証の認証及び認証継続の条件の一環として、JET 認証製品を製造する工場を対象として実施します。従って、工場調査のみの申し込みはできません。このため、その工場で製造するJET 認証モデルが認証取得者によってすべてキャンセルされた場合は、工場調査の対象から外れます。

Q : ISO9000 Sを取得している工場でも、工場調査は必要ですか？

A : 工場調査は実施します。ただし、ISO9001または9002を取得している工場でISOの認定範囲に認証取得製品が含まれている場合には、工場調査時の調査項目から品質管理に関連する項目が省略されます。

Q : 海外にある工場を製造工場としたいのですが？

A : 製造工場の場所は問いません。工場調査部では、東南アジア、ヨーロッパを中心として21の海外機関に工場調査実施の代行を委託しています。現地の機関が代行する調査は、現地語で行われますが、レポートは英語で作成されます。

お問い合わせ先

工場調査部 TEL : 03-3466-5186
FAX : 03-3466-9817

サウディアラビアの SASO適合証明制度 (ICCP)について

サウディアラビアへ電気製品等を輸出する
製造事業者及び輸出事業者の皆様へのお知らせ



1. まえがき

サウディアラビアへ電気製品を輸出する製造事業者（輸出事業者）は当該製品がSASO(Saudi Arabian Standards Organization：サウディアラビア標準化公団)のICCP(International Conformity Certification Program)に適合していなければなりません。規制対象製品（電気製品の場合47分類）は、サウディアラビアの要求事項または国際規格への適合性を明示すると同時に、出荷の際に適合証明書(Certificate of Conformity)を提示することが必要です。

2. 適合証明書取得の方法

ICCPのプログラム構成は以下に示すいくつかのオプションとその手順から構成されています。（食料品のオプションを除く）製造事業者または輸出事業者は製品範囲と輸出頻度により最も適した方法を選ぶこととなります。

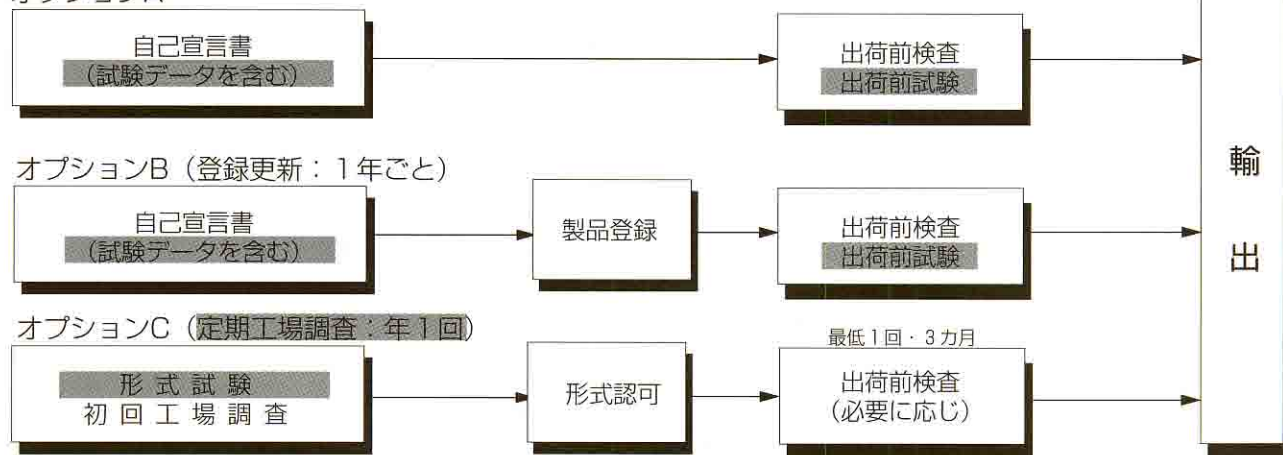
SASO適合証明制度 (ICCP) の概要

- サウディ・アラビア王国に電気製品(*)を輸出する場合、製造事業者又は輸出事業者の方々は、標記制度に基づく適合証明書を取得する必要があります。

適合証明書取得のための方法 (試験・検査)

は、JETが行うことのできるサービスです。

オプションA



(1) 出荷前適合性評価 (オプションA)

このオプションは主として輸出頻度の少ない輸出事業者に適用されます。

サウディアラビアへ出荷する前に、輸出事業者は出荷製品の出荷前検査を受けます。

出荷前検査の項目は――

■安全マーキング、■言語 (アラビア語及び英語)、■取扱説明書、■ラベリング、■梱包状況、■適合証明書

――について実施されます。これらは、サウディアラビアにおける最低限の安全、環境等に係わる要求事項を満足させるための、出荷前試験を含んでいますが、それぞれの要求事項については、SASOから認められた認定ラボの試験データまたは、製造者の認証データを提出すればよいとされています。

(2) 登録と出荷前検査 (オプションB/ほとんどの製造事業者及び輸出事業者はこの方法を選択)

このオプションは製造事業者及び輸出事業者が、サウディアラビアの要求事項を満たすという自己宣言により、製品を輸出するものです。この方法は日本のITS(イン

ターテック・テストングサービス)に登録後、製品出荷前の段階で検査及び試験が実施されます。これは、出荷ロットからのサンプリング製品をSASO認定ラボ(JETなど)に送り、テストを受けることです。出荷前検査のチェック項目は、オプションAと同等の内容で製品保管場所において実施されます。

(3) 型式認可ライセンシング (オプションC)

このオプションはICCPの究極的な目標です。形式試験と初回工場検査を終了後、ライセンスがITSから発行されます。

形式試験: SASO認定ラボが実施し、その報告書を発行する。適用する規格は――

- ① SSA
- ② 他の規格 (IEC、UL、電取法) +
サウディアラビアのデビエーション

出荷前検査: 原則として実施しません。(ただし確認のため年1回要求する可能性があります)

(*) 制度が適用される電気製品の分類

1.空調システム	17.複写機	33.安定器
2.オーディオ／ビデオシステム	18.コンピュータ等	34.放電灯用スタータ
3.独立型オーディオ機器	19.電源トランス等	35.プラグ・コンセント及びアダプタ
4.ビデオ再生・記録システム	20.冷蔵庫	36.街路灯
5.発電機セット	21.電話機セット及びモデム	37.1次・2次乾電池
6.モータ	22.電線等	38.水中プール用照明器具
7.ファックス及びテレックス	23.掃除機等	39.1次・2次乾電池用端子
8.家庭用調理器具	24.ルームヒーター等	40.ポンプ
9.衣類用洗濯機	25.冷水機等	41.TVセット
10.衣類用乾燥機	26.水蒸発形クーラー(デザートクーラー)	42.商用電圧用コンバータ及び電源装置
11.電気アイロン等	27.ファン	43.自立型ラジオ受信機
12.フードプロセッサ	28.クーリングユニット用コンプレッサ	44.貯蔵型温水器
13.肉ひき機類	29.コーヒー・紅茶沸かし機	45.積算電力計
14.リストシステム等	30.照明器具及びランプホルダ	46.コードレステレホンセット
15.電子レンジ	31.スイッチ及び配線用遮断機等	47.家庭用圧力式調理器
16.オーブン	32.ランプ類	

備考：対象範囲が定められている製品がありますので、詳しくはJETにお問い合わせください。

3. JETは、上記のICCP業務についてSA SOの認定ラボとして以下の業務を実施致します。

- ①ICCP認証に基づく適合証明書取得申請代行
- ②オプションAに基づき輸出事業者が自己宣言する際の証拠とする試験
- ③オプションBに基づく製造事業者及び輸出事業者が自己宣言する際の証拠とする試験並びに出荷前試験
- ④オプションCに基づく形式認可のための試験及び定期工場調査

お問い合わせ先

企画国際部

TEL：03-3466-9818

FAX：03-3468-9090

刊行物のご案内

●電気安全環境研究所月報 (年6回発行)

定価 1,700円 (税別・送料込み)

年間購読料 8,700円 (税別・送料込み)

●電気用品型式認可集 (平成8年度版)

定価17,500円 (税別・送料込み)

※バックナンバーもございますので、お問い合わせ下さい。

お申し込み・お問い合わせ先／総務広報部 TEL.(03)3466-5145 FAX.(03)3468-9090

●部品・材料登録一覧表 (第7版)

1冊7,000円 (税別・送料込み)

※なお、11冊以上購入される場合は、1冊6,300円(税別・送料込み)となります。

お申し込み・お問い合わせ先／安全認証本部東京事業部 TEL.(03)3466-5304 FAX.(03)3466-9223

●情報誌「電気製品の安全」(年4回発行)

年間購読料 5,000円 (税別・送料込み)

●情報誌「電気用品の安全」別冊号

定価 1,500円 (税別・送料込み)

●電気用品技術基準の判定方法と運用 (平成3年3月)【コピーサービス】

5,800円 (税・送料別)

●自主検査マニュアル「電気用品取締法技術基準遵守のために」(平成2年12月)

定価 2,900円 (税・送料別)

●家電・汎用品高調波抑制対策ガイドラインの遵守についてのセミナー用テキスト(平成7年6月)

4,900円 (税・送料別)

●国際整合規格基礎知識に関するセミナー用テキスト情報機器「IEC950」(平成7年10月)

4,900円 (税・送料別)

●電気用品取締法技術基準の英文版

(1) 別表第一 電線(平成8年9月)

定価11,700円 (税・送料別)

(2) 別表第三 ヒューズ (平成9年11月)

定価12,000円 (税・送料別)

(3) 別表第四 配線器具(平成7年5月)

定価14,600円 (税・送料別)

(4) 別表第五 電流制限器 (平成9年11月)

定価10,000円 (税・送料別)

(5) 別表第六 安定器・変圧器(平成8年9月)

定価 9,700円 (税・送料別)

(6) 別表第八 交流用電気機械器具・附属の表等(平成5年4月)

定価48,500円 (税・送料別)

●電気用品取締法の手続きに関するセミナー用テキスト (平成9年度)

4,000円 (税・送料別)

●電気用品取締法技術基準に関するセミナー用テキスト

(1) 電線 (平成9年10月)

5,000円 (税・送料別)

(2) 配線器具 (平成9年10月)

6,000円 (税・送料別)

(3) 安定器・変圧器及び照明器具 (平成9年12月)

9,000円 (税・送料別)

(4) 交流用電気機械器具 (照明器具を除く) (平成9年8月)

6,000円 (税・送料別)

備考：(1) 情報誌につきましては、第32号(平成10年6月発行)からのご契約となります。なお、年間購読のご契約は自動継続とさせていただきますので、ご購入を中止される場合は書面にて電気製品安全センターまでご連絡下さい。

(2) 電気用品取締法等に関する各種セミナー用のテキストは、本来セミナーで使用するもので非売品となっておりますが、強いご要望により実費にて販売いたしております。従いまして、数に限りがございますので、在庫が無くなり次第、終了とさせていただきます。

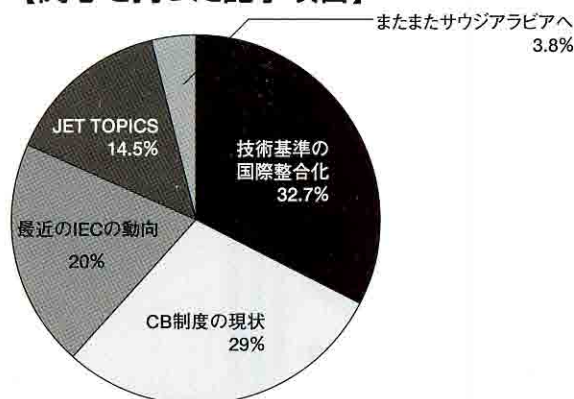
お申し込み・お問い合わせ先／電気製品安全センターTEL.(03)3466-9203 FAX.(03)3466-9204

前号(vol.4)でのアンケートの結果から

前号(vol.4)でのアンケートに対し、今回も多数の回答をいただきました。質問事項に対する回答数をすべてあわせると111件。それ以外の要望、ご意見などは29件いただいています。ありがとうございました。

●…《関心を持った記事項目》のアンケートでは、特集の『IEC-Jの進行状況』と『最近のIECの動向』といったIEC関連の記事が約50%を占め、高い関心を示されました。これに関する要望、ご意見では「解説書を発行してほしい」「IEC、電取、JIS規格がどのように違うのか詳しく知りたい」「電波雑音関係の国際整合化の動向に注目している。状況が進展した場合は速報として知らせてもらえないか」「IEC規格は分かりにくいので、たえず情報がほしい」などなど。また「TC72の動向はとても参考になった」「全体に分かりやすくまとめてあった」という嬉しいご意見も。

【関心を持った記事項目】



『CB制度の現状』については29%と『IEC-Jの進行状況』につぐ関心を集めています。要望、ご意見では「CB-FCSの具体的な導入計画について知りたい」「IEC-Jは省令2項に定められているということだが、JETとしてCB証明の拡大に動くみてよいのか」「どのような製品のCB証明書の認可が可能となるのか、JETとしての一覧表が欲しい」といった突っ込んだご要望も。全体的には「利用を検討しているところなので、関心を持って読んだ」というご意見をいただきました。

前回の『JETTOPICS』(香港における電気製品の安全規制)は、約半頁の記載でしたが、予想を超える14.5%となりました。紀行文的な要素が多かった『またまたサウジアラビアへ』には「楽しく読ませてもらった」「おもしろかった」というご感想をいただきました。

●…《掲載内容以外に関心のある事項》についてのアンケートでは、やはり海外の動向に集中。東欧、ロシア地域での規格の動

向、南米での地域協定とその規格動向についてご要望がありました。アジアの国々の規格動向、台湾の安全試験の代行の是非などについてもいただきました。

特集希望としては「CENELEC」「VDE」「KEMA」等に関するものがあげられています。また、ISO9000シリーズ、14000(電気製品の産業廃棄物削減の動向または規制)に関する情報掲載のご要望もありました。他には「サウジWTO加盟申請でSASO認証に関する改善の状況について」「甲から乙への移行時期の動向」などが寄せられています。

●…《香港で電気製品を販売していますか》のアンケートでは「販売している」が48.1%「販売していない」も48.1%で同率。残りの4%弱が「今後販売を検討している」でした。《香港の規制に関する情報》については半数以上の55.3%が「情報提供を希望する」としており、「必要なし」というお答えは13.7%。「すでに入手済み」という人は31%でした。

●…《JETに対するご意見・ご要望》では「試験方法を統一するための技術的なマニュアルの販売、または講習会を開いて」「電気ポンプの甲種から乙種への移行はいつになるのか」とか多数いただいています。また「ジェットレポートでないと入手できない情報もあり貴重。アンケートの集計も報告されているので動向等がわかりやすい」といったメッセージもいただきました。

Sマーク普及用リーフレットの配布

昨今、流通事業者団体や消費者団体から、電気製品の安全性確保対策の一環としてSマーク付き電気製品の重要性和、市場での更なる普及が求められています。

そこで、(財)電気安全環境研究所「JET」及び(財)日本品質保証機構「JQA」が協力してSマーク普及のため(財)関東電気保安協会が発行する機関誌「電気と保安(4月号)」にSマーク広報用リーフレットを折り込んで一般事業者を対象に、約11万部を配布いたしました。これにより、Sマークの認知度が一層高まるものと期待しております。

この欄を借りまして、「Sマーク」の主旨をご理解いただき、リーフレット配布にご尽力を頂きました(財)関東電気保安協会の田口三夫理事長をはじめ、竹野正二専務理事並びに美谷島和夫理事および関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

世界のニーズに応えるISO規格

実績のあるJETの審査登録サービス業務

見せる品質管理

ISO9000シリーズ

■信頼と実績のJET品質システム審査登録

JET品質認証部(JET-QM)では、ISO9000シリーズでの品質システム審査登録業務で、すでに100件以上の実績があります。

●(財)日本適合性認定協会(JAB)およびオランダ認証協議会(RvA)

から、下記分野の認定を取得しています。

12: プラスチック素材の製造(DG24.16)

14: プラスチック製品の製造(DH25.2)

18: 機械、装置(DK29)

19: 電氣的及び光学的装置(DL30/31/32/33)

32: その他の機械及び装置のレンタル(K71.3)

※平成10年度は、ゴム・基礎金属、加工金属製品・自動車部品及び配電工事、電気設備の据付け工事に対する認定分野の拡大を予定しています。あわせてご利用ください。



JET-ISO9000Sロゴマーク

ISO9000シリーズに関するお問い合わせ先

JET品質認証部(JET-QM) TEL 03-3466-9741 FAX 03-3466-8388

環境マネジメント規格

ISO14000シリーズ

■人と地球の優しい交流をめざして

JET環境認証部(JET-EC)は「環境に優しい企業」としてのイメージアップ、環境リスクの軽減など、社会的に信頼を高める環境マネジメントシステムの審査登録サービスを行っています。環境対策に関するあらゆる分野の専門審査員が、公正かつ客観性のある環境審査登録サービスをご提供いたします。

●(財)日本適合性認定協会(JAB)から下記分野の認定を取得しています。

12: 化学薬品、化学製品及び繊維

18: 機械、装置

19: 電氣的及び光学的装置

22: その他輸送装置

24: リサイクルリング

25: 電力

28: 建設(建物の設備及び特殊な仕事を含む建設作業)

35: その他サービス(工業上の試験及び分析業務及びその他の商行為)

※上記以外の認定範囲については、ご相談ください。



JET ISO14000ロゴマーク

ISO14000シリーズに関するお問い合わせ先

JET環境認証部(JET-EC) TEL 03-3466-9242 FAX 03-3466-9820